１　就学前教育

（１）教育内容の充実

【教育推進体制の充実】及び【豊かな心と健やかな体の育成】

〇保育者の資質及び専門性の向上に取り組み、幼稚園・認定こども園が一体となって幼児・園児一人ひとりの特性に応じ、行き届いた教育を推進します。

〇支援を必要とする幼児・園児への合理的配慮や、幼児・園児や地域の実態等を考慮した職員の配置を行い、安心して幼児教育を受けられる環境の整備を行います。

〇「生きる力」を育む資質・能力の３つの柱である「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の向上に取り組みます。

〇運動遊びや「英語あそび」等、健康な心や体づくりに向けた取組や、野菜の栽培活動、芋掘り等の収穫活動体験を通して、育てる楽しさや食べる喜びを得られるような取組を行います。

具体的な施策

（１）　「幼稚園設置基準」の趣旨に沿った教育水準の向上に取り組みます。

（２）　特別な配慮や支援が必要な幼児・園児への合理的配慮や、幼児・園児や地域の実態等を考慮した人員の配置を行います。

（３）　「美馬市幼児教育・保育推進計画」を基に、さらに研修を深め、保育者の資質向上に取り組みます。

（４）　幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領への理解を深め、「遊び」を通して学習への意欲や態度、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、社会・文化・自然等に触れる具体的生活体験を重視し、よりよく生きるための基礎獲得に取り組みます。

（５）　戸外で思い切り体を動かす機会を多く持ち、幼児・園児が主体的に体を動かすことで、健やかな心と体が育つ環境を整備します。

　また、生活習慣が多様化する中で、起床や就寝のリズムの乱れや食生活の乱れ、スマートフォン等の過度な利用による心身への影響などが懸念されることから、家庭や地域と連携した健康な心と体づくりの取組を進めます。

（６）　乳幼児期から望ましい食習慣を身に付けるため、食に関する様々な体験や指導を行い、家庭や地域と連携を図りながら、食べる楽しさや喜びを感じられるよう発達段階に応じた健全な食生活を推進します。

　また、アレルギー等の個別配慮が必要な幼児・園児に対しては、関係機関との連携を十分に行い、対応します。

検討・協議	△
策定・決定	□
試行	○
実施	◎
継続	⇒

○事業計画

実施部局等	教育総務課

実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇園庭活用、園外保育の年間計画作成と実施・評価	◎	⇒	⇒
◇適正な職員人員配置の工夫	◎	⇒	⇒
◇食育の年間実施計画の作成と取組の情報交換	◎	⇒	⇒
◇親子スポーツ教室や体力づくり活動の計画・実施	◎	⇒	⇒
◇地域自然探索マップの作成	◎	⇒	⇒
◇ライフステージに応じた教員研修（マネジメント研修等）　年間４回	◎	⇒	⇒
◇教育内容改善のための研修（課題別研修等）　年間４回	◎	⇒	⇒
◇地域との連携による菜園体験活動	◎	⇒	⇒
◇園内研修の改善と充実に向けた計画訪問の実施　全園年間１回	◎	⇒	⇒
◇特別支援ティームティーチングの実施	◎	⇒	⇒
◇発達障害のある幼児の早期発見と指導法の工夫	◎	⇒	⇒

【令和４年度事業計画の実施状況】	課名
・各園における園外保育の年間計画の作成　６園 ・食育の年間計画の作成　６園 ・毎日の体操やサーキット遊び、体を動かす機会の確保・充実など、各園で工夫した体力づくり　６園 ・地域自然探索マップについては「園外環境マップ」として作成　６園 ・令和４年度　マネジメント研修２回実施 ・令和４年度　課題別研修２回実施 ・地域との菜園活動　２園で実施 ・令和４年度計画訪問　６園（年１回実施） ・特別支援担当者研修会５回　連携協議会３回　ワーキングチーム会議２回 ・幼稚園、認定こども園間でめざす幼児像の共有 ・保育の質の向上を目指し、合同研修やキャリアアップ研修の実施 ・計画訪問等により幼稚園、こども園間の連携強化 ・幼稚園、認定こども園間で保育・教育課程の共有 ・保育指導案を基に、教育内容の反省、評価の実施	教育総務課

【施設の教育環境の充実】

○　幼稚園の運営上、必要な施設・設備の整備や修繕、緊急時に障害となりうる箇所等については、園と相談した上、随時対応を検討します。

具体的な施策

（１）　「美馬市子ども・子育て会議」での議論や市財政状況を踏まえつつ、幼保連携型認定こども園の整備を行います。

（２）　弾力的な幼稚園の運営に沿った施設・設備の充実について、福祉部局と連携し、幼稚園や幼児の実態・保護者の希望等を受け止めつつ、継続的かつ速やかに取り組みます。

（３）　南海トラフ地震の被害予測や支援を必要とする幼児の受入れに対応した施設の計画的な整備等に対応します。

（４）　ユニバーサルデザインの推進を通して、施設内における段差の解消等のバリアフリー化に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇一人ひとりの発達の段階や年齢に応じた適切な学級編制と幼児数の適正化	◎	⇒	⇒
◇幼保連携型認定こども園の設置に向けた人事交流	◎	⇒	⇒
◇遊具等の安全点検・修繕	◎	⇒	⇒
◇安全・防犯対策（避難訓練・防犯無線等）やバリアフリー化	◎	⇒	⇒
◇図書スペースの確保	◎	⇒	⇒
◇一時預かり保育室・子育て支援室等の家庭や地域と連携した施設の整備	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学級編成、幼児数の適正化については、設置基準に適合 ・認定こども園設置に向けた人事交流を実施 ・遊具等の安全点検（年２回～１２回）　６園で実施 ・防犯に係る避難訓練の実施等　６園で実施 ・図書スペースの確保　６園 ・一時預かり保育室、子育て支援室等の実施園での環境整備　５園	教育総務課		

【情報提供と評価体制】

○　各園は、職員の自己評価及び保護者評価を実施し、結果を職員や保護者に公表します。

○　各園は学校評議員会を年度末に開催し、評価結果を踏まえ、改善する点等について話し合う機会を設けます。

○　教育委員会は、各園の学校評価報告結果に応じた指導及び支援や環境整備等の改善措置を行います。

具体的な施策

（１）　地域に開かれた園づくりを推進するため、保護者や地域住民等が構成員である学校評議員制度を活用するとともに、幼稚園等における教育の水準を維持し、幼児の健やかな成長につなげる次の４つの観点から、自己評価・外部評価の充実を図ります。

①　全職員が参加する評価の実施
②　年間を通じた計画的な実施
③　保護者や評議員・地域住民を加えた評価の実施
④　評価システムの確立と適切な公表の実施

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇各園の実態や課題に応じた評価項目や評価基準の設定・改善	◎	⇒	⇒
◇評価体制づくり	◎	⇒	⇒
◇保護者や学校評議員等への評価結果の説明会の開催	◎	⇒	⇒
◇ホームページ等を活用した情報公開	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・自己評価と評価項目の改善　６園で実施 ・園内評価体制と学校評議員の設置　６園で実施 ・保護者、評議員への評価結果の説明　６園で実施 ・ホームページ等を活用した情報公開　５園で実施	教育総務課		

（２）教育の連携の推進

【幼児教育・保育施設間の連携】及び【幼児教育・保育施設と小学校との連携】

○　保育所型認定こども園と幼稚園は、運動会や体験活動等の行事を通した交流の中で連携を深め、幼児教育の質の向上に取り組みます。また、教員間での引継ぎも行いながら学びの連続性を確保します。

○　「美馬市幼児教育・保育推進計画」に基づき、各園が同じ目標をもって取り組み、ともに情報交換や研修をすることで、本市の教育・保育の質の向上を推進します。

○　「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、小学校の教師と共有するなど、連携を強化し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

○　各園と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

具体的な施策

（１）　幼児の発達や学びの連続性を確保する観点から、保育所型認定こども園と連携しつつ、幼児教育の質の向上に取り組みます。

（２）　各園の特色を生かした取組を進めるとともに、各園間の情報交換や研修の充実を図りながら、質の高い教育・保育を実施します。

（３）　幼児・園児と児童、各園と小学校の教員間の交流活動を積極的に進めるとともに、教育内容における接続の強化として、遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした学びへつなげます。

（４）　「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を実施します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇各園・小学校合同研修や合同教育・保育の実施	◎	⇒	⇒
◇未就園児の体験入園・園庭開放や子育て相談の実施	◎	⇒	⇒
◇協同的な学びの実践と指導計画の作成・評価	◎	⇒	⇒
◇小学校教育への移行カリキュラムの策定	◎	⇒	⇒
◇５歳児担任と小学校１年の担任による合同研修　年間１回	◎	⇒	⇒
◇各園・小学校一貫教育事業の検討	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・幼、小合同研修・保育　６園で実施 ・未就学児の体験入園　６園で実施 ・協同的学びの指導計画と実践　６園で実施 ・小学校への移行カリキュラム　６園で実施 ・５歳児、１年生担任会議・打ち合わせ（年１～４回程度）　６園で実施 ・特別支援ティームティーチング　５園で実施 ・国、県の認定こども園に係る教員免許と資格併有情報の周知	教育総務課		

（３）地域ぐるみの教育の推進
【幼児教育・保育施設における子育て支援の充実】及び 【家庭や地域における支援の充実】 及び【子育て家庭への経済的支援】

○　子育て通信等の定期的な配布、子育て相談の実施、親子ふれあい活動の実施、ＰＴＡ活動の推進等の積極的な支援を行います。
○　地域の子育て資源として、自然・文化・人材の把握と活用を図ります。
○　関係機関とのより一層の連携を図りながら、総合的に幼児教育を推進し、家庭の教育力向上を支援します。
○　全ての幼児・園児の給食費の無償化、第３子以降オールフリー宣言事業による第３子以降の保護者負担の軽減の施策を進めます。

具体的な施策

（１）　子育て相談や講演会の実施、子育てサービスに関する情報提供、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、地域の関係者や関係機関と連携することにより、地域における子育て支援のさらなる充実に取り組みます。
（２）　就園前の幼児を対象に、保育参加や体験入園、園庭開放や子育て相談を実施するなど、園生活へ円滑に接続できるよう、交流する機会の拡充に取り組みます。
（３）　「家庭は、すべての教育の出発点」という認識の下、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践による生活リズムの定着や、読み聞かせ等の学びを豊かにする姿勢を育てる家庭の教育力向上を支援します。
（４）　地域の子育て資源として、自然・文化・人材の把握と活用を進めるとともに、各園も地域の一員として、地域の行事等に積極的に参加するなど、地域社会の教育力向上に貢献します。
（５）　職員間の緊密な連携、幼児・園児の心身への配慮や家庭との連携等、幼児・園児の健やかな成長に資するため、地域のボランティアと連携するなど、人的・物的な環境づくりを積極的に進めます。
（６）　第３子以降オールフリー宣言事業等について制度の周知を行い、保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育を支援します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇「緊急対応マニュアル」の整備	◎	⇒	⇒
◇地域ボランティア登録制度の発足と活用	◎	⇒	⇒
◇各園や保育所、小学校、高齢者、地域の人々との交流活動の計画作成	◎	⇒	⇒
◇絵本の読み聞かせボランティア等の活用	◎	⇒	⇒
◇園だより・子育て通信等による子育て等の情報提供	◎	⇒	⇒
◇園庭の地域開放	◎	⇒	⇒
◇保護者の保育参加	△	⇒	⇒
◇子育て座談会・子育て相談の実施	◎	⇒	⇒
◇中・高校生の保育体験機会の実施	△	⇒	⇒
◇特別な支援を要する幼児・園児のサポート体制づくり	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・「緊急対応マニュアル」の整備　６園で作成 ・地域ボランティアの掘り起こし等　２園で実施 ・各園幼小等との連携、地域との交流年間計画の作成　６園 ・ボランティア等による絵本の読み聞かせ　５園で実施 ・園だより、子育て通信等よる子育て情報の提供　６園で実施 ・新型コロナ対策のため、園庭の開放中止 ・新型コロナ対策のため、保護者の保育参加の行事を中止 ・子育て座談会や子育て相談の実施　４園で実施 ・新型コロナ対策のため、中学・高校の保育体験を中止 ・特別な支援を要する幼児のサポート体制（園内支援委員会）設置　６園	教育総務課		

２　学校教育

（１）確かな学力の育成

【主体的・対話的で深い学びによる学力の向上】及び【個別最適な学びの充実】

○　「めあてと振り返り」を重視した主体的な学びの取組、学習習慣や学習規律の確立、個に応じたきめ細かな指導、話合い活動の充実等に取り組みます。

○　「自分が分かったこと」等を書いたり、発表し合ったりする活動を通して、互いのコミュニケーション能力や表現力を高めることにより、豊かな学びにつなげます。

○　複雑で変化の激しい社会の中で求められる資質・能力を児童生徒が確実に身につけることができるよう、日々の教育活動を展開します。

○　多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成する教育を推進するため、教育ＩＣＴの一層の活用を行います。

具体的な施策

（１）　学びの質を高めるために「主体的・対話的で深い学び」の視点等から授業の改善を進めることで、「知識・技能」「思考・判断・表現」の各能力を育成できる教育課程の質の向上に取り組みます。

（２）　児童生徒が学校だけでなく日常生活を送る上でもコミュニケーション能力は不可欠であるため、国語科をはじめ、あらゆる教育活動の場面で言語活動を積極的に取り入れます。

（３）　少人数指導やティーム・ティーチング等、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じたきめ細やかな指導により、基礎的な学習を充実させ、確かな学力の定着に取り組みます。

（４）　多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成する教育を推進するため、教育ＩＣＴの一層の活用を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇「全国学力・学習状況調査」「徳島県ステップアップテスト」結果の分析	◎	⇒	⇒
◇学びの質を高めるために「主体的・対話的で深い学び」の視点等から授業の改善を進める	◎	⇒	⇒
◇あらゆる教育活動の場面で言語活動を積極的に取り入れる	◎	⇒	⇒
◇少人数指導やティーム・ティーチングを取り入れた学習の実施	◎	⇒	⇒
◇様々な学習の場面において、一人一台端末を活用	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・「全国学力・学習状況調査」「徳島ステップアップテスト」の結果を分析し、課題の把握と改善の方策について学校へ提示 ・県教育委員会主催で年間２回実施 学力向上推進員研修会（小・中） 小学校（国語科・算数科）授業づくり研修会 中学校（国語科・数学科・理科）授業づくり研修会 ・県の「国語力向上タクスフォースからの提言」の周知徹底 ・各学校において、教員数に応じて少人数指導やTTを実施 ・各教科等の特質や学習過程を踏まえて一人一台端末を活用	教育総務課		

【教職員の資質・能力の向上】

○　チームとして協働できる教職員集団をめざし、校内研修の充実や「徳島型メンター制度」、「学びウィーク」での授業力向上等を実践し、個々の教職員の資質向上に取り組みます。

○　「とくしま教員育成指標」を基にしたキャリアステージに応じた研修を実施するとともに、人事評価と育成を一体化して、各校で取り組みます。

具体的な施策

（１）　教職員の研究・研修体制の整備のため、各学校において共通理解と協力体制を確立し、指導力の向上や教育内容、指導方法の工夫改善に取り組みます。また、若手教員の増加が予想されるため、ＯＪＴ（日常業務を通じた教育）による実践的指導力の向上にも取り組みます。

（２）　教職員評価を「とくしま教員育成指標」に位置づけ、求められる資質能力を各個人がそれぞれのライフステージに合った自己の目標を設定することで、教職員評価を効果的に進めます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇校長等とのヒアリングの実施	◎	⇒	⇒
◇学校訪問等による指導の実施	◎	⇒	⇒
◇指導力向上のための教職員研修の実施及び参加	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校長からのヒヤリングを実施し、各学校の状況を把握 ・学校長に対して目標設定面談を実施し、学校経営方針を点検 ・学校訪問により、授業参観と指導助言を実施 ・長期休業日中などに、ICTの活用や特別支援教育、外国語指導等の研修を実施	教育総務課		

【家庭学習の定着】及び【読書活動の充実】

○　教育委員会では、子どもたちが自ら意欲的に学習する習慣を獲得できるよう「家庭学習の友」を作成し、配布します。

○　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿って、計画的な図書整備を進めながら、学校図書館管理システムにより、登録、貸出、検索や集計を行い、児童生徒の図書館利用を促進します。

○　地域ボランティアによる読み聞かせを行い、本の楽しさを伝える活動を行うとともに、学校図書館管理システムやＩＣＴの活用により、児童生徒の読書意欲の向上につなげます。

具体的な施策

（１）　家庭学習の定着のため、児童生徒一人ひとりが、毎月自分に合った学習の目標を立て、その振り返りを行えるよう「家庭学習の友」を効果的に活用します。
　また、一人一台端末の家庭学習への積極的な活用を行います。

（２）　読み聞かせや朝の読書活動、家庭での音読を促すなど、児童生徒の読書活動の取組を進めるとともに、図書の計画的な購入と学校図書館の環境整備を行い、児童生徒の一層の図書館利用を促進します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇「家庭学習の友」の作成及び配布	◎	⇒	⇒
◇一人一台端末の家庭学習への積極的な活用	◎	⇒	⇒
◇子どもたちによる本の選定を実施　年２回程度の発注	◎	⇒	⇒
◇学校図書館の蔵書の充実	◎	⇒	⇒
◇図書館ボランティアの募集と組織化	◎	⇒	⇒
◇朝の読書等の推進や家庭での音読活動の推進	◎	⇒	⇒
◇各学校の特性にあった読書推進活動の取組	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・「家庭学習の友」の作成・配布 ・目的や課題に応じた、一人一台端末の活用 ・子どもたち自身により本の選定を実施、学校図書館の充実 ・標準学級数に応じて計上した額で、図書購入費を予算措置し、年次計画的に図書館図書標準の達成を目指す ・各校において、読み聞かせボランティア等の募集継続 ・朝の読書等14校で実施	教育総務課		

【特別支援教育の充実】

〇　障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、適切な教育的支援を行うことができるよう、支援体制をより一層充実します。

〇　支援を必要とする子どもの実態把握のため、調査員を派遣し、子どもの観察や担任からの聞き取り、保護者面談、発達検査を実施することで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整えます。

具体的な施策

（１）　一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、「みまっこファイル」の活用等により、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を継続的に受けることができるよう取り組みます。

（２）　障がいのある子どものライフステージを見通し、長期的な視点に立った適切な支援ができるよう、関係部局・機関との連携により、切れ目のない一貫した相談・支援体制の整備に取り組みます。

（３）　担任だけでなく、学校全体で特別支援教育を行っていくために、各学校に校内教育支援委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実に取り組みます。

（４）　特別支援教育についてホームページに掲載し、地域や保護者への啓発を進めます。

〇事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇「美馬市特別支援連携協議会」の設置・調査・研究	◎	⇒	⇒
◇各学校に校内教育支援委員会を設置	◎	⇒	⇒
◇特別支援教育研修会の実施	◎	⇒	⇒
◇教師向け指導資料集等の作成・配付	◎	⇒	⇒
◇ホームページでの啓発	△	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・連携協議会開催：２回 ・連携協議会夏季研修会開催：１回 ・研修会開催：7回 ・資料作成を継続	教育総務課		

【多様な教育的ニーズに対応した教育の推進】

〇　様々な課題を抱える児童生徒や保護者の教育的ニーズに対応するため、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家による教育相談を実施しています。必要な支援体制を構築し、子どもたちが安心して学校に通える環境を整えるため、関係機関との連携を一層強化します。

〇　外国人児童生徒に対する支援については、必要に応じて「言語支援員」を配置し、生活言語や学習言語において支援を行います。

具体的な施策

（１）　心理面・発達面等に不安がある児童生徒及び保護者が、いつでも安心して相談できる教育相談体制を構築するとともに関係機関との連携により、必要な支援につなげます。

（２）　「適応指導教室」は、不登校児童生徒に安心できる居場所を提供することや、保護者への相談事業を行うことにより、登校できない子どもたちの不安解消に取り組むとともに、家庭と学校の連携を支援します。

（３）　外国人児童生徒に対し、言語支援員を配置し、日本語の指導や学校生活への適応支援を行います。

〇事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	◎	⇒	⇒
◇児童生徒・保護者のための教育相談体制の確立	◎	⇒	⇒
◇教員研修の実施	◎	⇒	⇒
◇「適応指導教室」の設置	◎	⇒	⇒
◇外国人児童生徒に対し言語支援員を配置	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施 ・美馬市不登校問題連絡協議会での研修の実施 ・「みまっこ教室」の設置とスーパーバイザーによる相談事業 ・外国人児童生徒に対する言語支援員の配置 脇町小1名、美馬小1名、脇町中1名、美馬中1名	教育総務課		

（２）豊かな心の育成

【豊かな心を育む道徳教育の推進】

○　小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科　道徳」として教科化されたことに伴い、各学校で従来の学びをより実践につなげるため、ポジティブな行動支援や規範意識を育む指導等に取り組みます。

○　「総合的な学習の時間」をはじめ、体験活動やボランティア活動の機会を通して、奉仕と感謝の心を育てる取組を行っています。

具体的な施策

（１）　道徳教育推進教師を中心として、児童生徒の発達段階に応じた年間指導計画や全体計画を作成し、多様な道徳的課題を一人ひとりが自分自身の問題として捉え向き合う、「考え、議論する道徳」の学習を進めます。

（２）　道徳科の学習で芽生えた道徳性を実際の生活場面で発揮・実践できるよう、「総合的な学習の時間」等において、福祉施設等との交流や地域清掃活動等の奉仕・体験活動に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇地域活動等を取り入れた道徳教育の授業公開	△	⇒	⇒
◇ホームページでの啓発	◎	⇒	⇒
◇道徳教育に関する研修の実施	◎	⇒	⇒
◇福祉施設との交流	△	⇒	⇒
◇地域清掃活動等の奉仕・体験活動	△	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・新型コロナ対策のため、授業公開は一部のみ ・各学校においてホームページや学校だより等を活用して広報 ・県の道徳教育推進教師研修会への参加 ・新型コロナ対策のため、福祉施設との交流は中止 ・地域清掃等の奉仕・体験活動は一部実施	教育総務課		

【人権教育の充実】

〇　すべての児童生徒が自分らしく、互いを尊重し安心して生活できる学級・学校づくりに取り組みます。また、「人間としての生き方」を学ぶ人権学習や「人権宣言」の作成、人権劇等の取組を通し、保護者や地域へ発信します。

〇　教職員一人ひとりの人権意識を高め、様々な人権課題や指導手法を用いた人権学習について校内で研修を行うほか、美馬市人権教育研究会での授業研究会や講演等を通じて、就学前、小学校、中学校、高校が連携して人権教育の充実に取り組みます。

具体的な施策

（１）　同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等、様々な人権課題に即した個別的な視点からの人権教育に取り組みます。

（２）　教職員が人権教育の推進者として自らの使命の自覚と豊かな人権感覚を身につけ、指導力を高めるために、教職員研修を充実し、人権教育を学校の中核に据えた教育を進めます。

（３）　美馬市人権教育研究会での校種間の連携をさらに深めるとともに、家庭や地域に向けて学校の人権教育の取組を公表し、学校、家庭、地域が一体となった人権教育を推進します。

〇事業計画

実施部局等	教育総務課･地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇人権教育の実践研究委託	◎	⇒	⇒
◇人権教育の公開保育・授業の実施	◎	⇒	⇒
◇ホームページ及び園・学校だより等を活用した広報での啓発	◎	⇒	⇒
◇人権教育に関する講演会及び研修の実施	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・市人権教育研究大会は、新型コロナ対策のため、配信で実施 ・各園・学校において、ホームページや学校だより等を活用して広報 ・各園・学校において研修の実施 ・人権講演会を開催し、市民等51人が参加	教育総務課 地域学習推進課		

【いじめ根絶に向けた取組】

○　いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決ができるよう、各学校の児童生徒支援体制を充実します。

○　スクールカウンセラー等を有効活用し、家庭や関係機関と連携し、組織的な指導や支援を行います。

○　問題が発生した場合には、校内組織だけでなく、青少年育成センター等の関係機関と連携し、情報の共有を行うとともに早期解決に取り組みます。

具体的な施策

（１）　「美馬市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめ問題に組織的に対応できる体制を充実させることにより、いじめを生まない、許さない学校づくりを進めます。

（２）　重大事態については、学校と教育委員会だけで対応するのではなく、専門的知識及び経験を有する第三者等による関係者へのアプローチにより、事態の解明と再発防止に取り組みます。

　また、調査結果を基に、市長が必要と認めた場合は、再調査を行います。

（３）　いじめ問題の早期解決に向けて、生徒指導主事を中心に青少年育成センター等の関係機関との連携を強化します。

　また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心理、福祉等の専門家と連携し、組織的に対応できる体制を強化します。

（４）　いじめ根絶の取組を推進するため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、教育研究所内の相談窓口や「いじめ問題サポートライン」の一層の周知を行い、いじめや子育て等の悩みの相談に応じます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇「いじめ問題サポートライン」等相談体制の整備	◎	⇒	⇒
◇「美馬市いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施	◎	⇒	⇒
◇実態調査の実施	◎	⇒	⇒
◇教員研修の実施	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・「いじめ問題サポートライン」での相談対応 ・「美馬市いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施 ・聞き取り調査を実施し、現状や課題を把握 ・県立総合教育センターの講座等への積極的な参加の推進	教育総務課		

【情操教育とつながりのあるキャリア教育の充実】

○　子どもたちの豊かな感性を育むため、優れた芸術を鑑賞したり、文化事業に参加したりする機会を意識的に増やします。

○　児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的を持ち、主体的に進路を選択できる能力を身につけることができるよう、様々な学習活動の中で、「自分らしい生き方」を求める意欲と態度を養う取組を進めます。

○　「学ぶこと」と「働くこと」を関連づけながら、児童生徒に「生きること」の尊さを実感させる教育、社会的自立・職業的自立に向けた教育を行います。

○　学校での学習や、諸活動に積極的にかかわる意欲・態度を養うことができるよう指導・援助します。

具体的な施策

（１）　優れた芸術を鑑賞したり、文化事業に参加したりすることや、思いやりの心を育てる活動を通じて、子どもたちの豊かな感性や情操を育む取組を紹介します。

（２）　児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

（３）　児童生徒が自ら学び考える学習や、様々な体験を通して将来の選択肢と可能性の拡充につながる教育に取り組みます。

（４）　職業体験及びキャリアパスポートを活用した小・中・高とつながりのある計画的・継続的なキャリア教育を推進することで、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた、人間関係形成能力や意思決定能力を育み、将来設計をめざす能力の育成につなげます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇特別活動・総合的な学習の時間等における体験活動の授業公開	△	⇒	⇒
◇ホームページでの各取組に係る広報	◎	⇒	⇒
◇ミュージカル・コンサート等の実施	◎	⇒	⇒
◇市内音楽会・絵画コンクール等の実施	◎	⇒	⇒
◇小・中学校におけるキャリア教育の推進	◎	⇒	⇒
◇ホームページによる取組紹介	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・新型コロナ対策のため体験活動は縮小し、授業公開は一部のみ ・各学校において、ホームページや学校だより等を活用して広報 ・新型コロナ対策を講じて実施（音楽会は記録映像による交流を実施） ・小学校においては、町探検や社会見学、中学校においては、社会人講話や職場体験学習を効果的に活用し、地域・社会と連携しながら、各教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じての社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度の育成 ・職場体験やマナー研修などキャリア教育に関する取組を学校のホームページや学校だよりで紹介 ・「キャリアパスポート」を作成し、市内小・中学校の全児童・生徒に配布	教育総務課		

【環境教育の充実】

○　勤労生産体験や自然体験活動を通して身近な環境を考える機会にするとともに、理科等での自然エネルギー学習に関連づけた学習に取り組みます。

○　環境問題を児童生徒一人ひとりが自らの問題として考え行動できるよう、これまでの実践をさらに充実させるよう取り組みます。

具体的な施策

（１）　環境問題を解決するために、一人ひとりが主体的に考え、生命や自然を大切にし行動ができる児童生徒を育みます。

（２）　ごみの減量化や分別、リサイクル等、「新学校版環境ＩＳＯ」（とくしまＧＸスクールに順次移行）の活動に、引き続き取り組みます。

　また、ごみゼロの日の清掃活動等により、身近な地域の自然を大切にする心を育みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇環境教育をテーマにした実践研究校の委託	◎	⇒	⇒
◇「新学校版環境ＩＳＯ」（とくしまＧＸスクール）の活動への取組	◎	⇒	⇒
◇ホームページによる取組紹介	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・とくしまGXスクール認定校(江原南小、脇町小)（江原中） ・新学校版環境ISO(江原北小、岩倉小、三島小) （脇町中、岩倉中、穴吹中、美馬中） ・努力目標に掲げ、取組を推進 ・各学校のホームページや学校だより等を活用した取組の紹介	教育総務課		

（３）健やかな体の育成
【運動習慣の確立と体力の向上】及び【持続可能な部活動の実現】

○　発達段階に応じた望ましい動きや身体操作能力を獲得させる機会を提供し、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かす体験を積み重ねることにより、子どもたちの体力づくりの向上に取り組みます。

○　学校教育の一環として行う中学校の運動部活動では、生徒がそれぞれの興味・関心に応じたスポーツに自発的に参加することにより、行動力、実践力、創造性、忍耐力、連帯感の向上につなげ、生涯を通じて継続的に運動に親しむことのできる資質や能力を育成します。

○　「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って、活動時間の見直しや休養日の設定、また、「部活動指導員」をはじめとする外部の指導員の活用の推進等、適切な運営ができる体制を整備します。

具体的な施策

（１）　発達の特性に応じた遊びや運動の機会を提供し、子どもたちが自発的に体を動かすことで、運動への意欲や関心を高め、体力・運動能力の向上に取り組みます。

（２）　外遊びや安全を確保した上での徒歩通学を奨励したり、学校体育を充実させることにより、児童生徒の運動習慣の確立に取り組みます。

（３）　小・中学校で実施している「全国体力・運動能力調査」結果を活用し、児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を踏まえて、学校での取組の改善につなげます。

（４）　総合型地域スポーツクラブ等との連携をさらに強化し、全教育活動を通して、運動に関心、意欲のある児童生徒の育成につなげます。

（５）　中学校の運動部活動では、日々の練習を通して競技力や精神力、体力の向上に取り組むとともに、練習試合の機会等を通して、ルールやマナーを守ることなど、社会性や協調性を育成します。

（６）　部活動指導員を必要な中学校に配置するとともに、部活動休養日を設けて、部活動の質の向上や教員の負担軽減等に考慮した持続可能な部活動の実現に向けて取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇部活動等指導者講習会の実施と活用	◎	⇒	⇒
◇研修会等における体育の授業公開	△	⇒	⇒
◇ホームページ等での体育・部活動の取組の広報	◎	⇒	⇒
◇子どもたちの運動習慣の確立	◎	⇒	⇒
◇複数校合同部活動の調査と実施方法の研究	◎	⇒	⇒
◇総合型地域スポーツクラブとの連携	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・県教委による指導者派遣事業「はつらつサポート」の積極的な活用 ・部活動指導員を中学校4校6名配置 ・複数校合同部活動については、4校7部活動で4合同チームで実施 ・総合型地域スポーツクラブ等への児童生徒の参加 ・各学校での体育学習の充実と外遊びの奨励 ・各学校のホームページや学校だより等にて体育・部活動の取組を紹介	教育総務課		

【健康教育の推進】及び【食育の推進】

○　本市の子どもたちの体力の低下や肥満傾向の増加、睡眠不足や朝食の欠食等の生活習慣の乱れ、ネット依存によるメンタルヘルスへの対策等、生涯の健康づくりの基礎となる健康教育を推進します。

○　健康教育の推進に向けて、養護教諭等の研修を実施し、栄養教諭等との連携を深めることに加え、家庭、市の保健師や管理栄養士等の専門職員、保健福祉関係者、医療関係者等の協力を得ながら組織的に取り組みます。

○　生涯にわたって子どもたちが、自発的に健康な体づくりに取り組むよう、望ましい食習慣の定着など関係機関が一体となって子どもたちの健やかな成長をサポートする食育を推進します。

○　各学校における「食育全体計画」の目標達成に向け、家庭や地域との連携を行うとともに、栄養教諭・学校栄養職員等による食育パワーアップ作戦を実施し、食に関する授業を実施するなど、食に関する理解を深めます。

具体的な施策

（１）　心身の健康のために、適切な睡眠や朝食の大切さ等について、正しい知識が身につくよう家庭と連携しながら指導を進めます。
　また、養護教諭を中心として、栄養教諭や保健師のほか、学校医とも連携し、生活習慣病予防のための健康教育を推進します。

（２）　「食育全体計画」の目標の達成に向け、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じて総合的に食育を推進します。
　また、食に関する講演会の開催や親子料理教室、農業体験等を開催し、食に関する理解を深めます。

（３）　学校給食の食材には、美馬市産の地場産物を積極的に活用することにより、地域の食文化に関する理解の促進や地産地消の推進に取り組みます。

（４）　食に関する講演会の開催や親子料理教室、農業体験等を実施したり、食育だよりやホームページ等を活用して、食育についての広報・啓発を推進します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇学校食育推進委員会、食育リーダーによる全体計画に沿った食育の推進	◎	⇒	⇒
◇地産地消の推奨と地場産物の積極的な活用	◎	⇒	⇒
◇食育講演会、食育だよりによる啓発及び食育月間、食育の日の広報活動	◎	⇒	⇒
◇学校給食衛生管理の徹底	◎	⇒	⇒
◇学校給食献立の充実	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・各共同調理場単位で食育だより等を作成し、関係幼・小・中へ配布したり、給食の時間を利用して、「食の話」を提供 ・行事食や郷土食を取り入れた多種多様な給食を実施 ・各学校の食育リーダーが作成した全体計画に沿った食育の推進 ・新型コロナ対策のため学校食育推進委員会は中止 ・新型コロナ対策のため食育講演会、親子料理教室は中止 ・食農体験により生産体験学習の充実 ・毎年６月の食育月間、毎月１９日の食育の日を活用し、広報・啓発活動 ・各共同調理場ごとに学校給食試食会を開催し、保護者への理解を深めた ・「全国学校給食甲子園」に参加し、徳島県代表に選定されることを目指した ・美馬市学校給食センター運営委員会を開催し、給食の維持向上	教育総務課		

（４）新たな時代に対応した創造的な学びづくり
【グローバルな社会で活躍できる人材の育成】及び【持続可能な社会の実現】

○　子どもたちが、国際社会の一員として、自らの考えや意見を適切に伝え、主体的に行動する態度や能力を育成します。

○　『一歩先を行く０歳児から中学校卒業までの英語教育の実現』を目標に、就学前教育、学校教育において、早期からの一貫した英語教育の推進に取り組みます。

○　一人ひとりが地球上の様々な問題を自らの問題として認識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ＥＳＤ）の重要性について、啓発活動を行います。

　また、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組みます。

具体的な施策

（１）　「美馬市英語教育推進計画」に基づき、０歳児から中学校卒業までを見通したより効果的な外国語教育を推進します。

（２）　ＡＬＴや外国語活動支援講師を活用した授業を推進し、英語教育を充実させるとともに、児童生徒の外国語学習への意欲を高めます。

（３）異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を養うことができるよう、国際理解教育をより一層推進します。

（４）　学んだ知識や技能を活用しながら多様な価値観に触れ、自らの生活や生き方を総合的に学ぶことのできる情報教育、環境教育、国際教育の充実に取り組みます。

　また、社会の持続可能な発展などの現代的な課題に対応するため、教科間の関連性を生かした柔軟な教育課程の編成も検討します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇国際理解教育の実践	◎	⇒	⇒
◇国際交流員やＡＬＴの活用	◎	⇒	⇒
◇外国人児童生徒に対する日本語指導、学校生活への適応支援の実施	◎	⇒	⇒
◇英語教育推進計画の策定	◎	⇒	⇒
◇教科間の関連性を生かした柔軟な教育課程の編成	△	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・外国語活動、総合的な学習の時間における取組 ・ＡＬＴ６名、外国語活動支援講師２名 ・言語支援員の配置、並びに県教委との連携 ・新型コロナ対策のためイングリッシュデイは中止 ・中学校の英検３級以上の受検者へ、受検料を助成 ・第２次美馬市英語教育推進計画の策定（令和５年２月）	教育総務課		

【ＩＣＴの有効活用による新たな学びの推進】

○　情報化が急速に発展する社会において、ＩＣＴ機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し活用する力等、新たな時代に求められる能力を育成します。

○　ＩＣＴ教育支援員やＩＣＴ支援員による小・中学校への訪問活動を継続し、ＩＣＴ機器の問題解決や授業への利活用方法についてアドバイス等を行い、教職員の機器の活用能力や授業力の向上につなげます。

○　児童生徒が、機器やネットワークの特性を理解し、自ら活用の仕方について考えるとともに、相手の立場に立った活用ができるよう情報モラル教育を徹底します。

具体的な施策

（１）　授業や家庭学習においてＩＣＴ機器を有効に活用する習慣をつけることで、個別最適化された学びや、他者と協働したより深い学びを創造します。

（２）　ＩＣＴ教育支援員等による学校訪問時のアドバイスに加え、オンデマンド型のオンライン研修を増やすことで、教職員が必要な時に必要な内容の研修を受けられるよう支援します。

　また、各校から寄せられたＩＣＴ機器トラブル情報を共有し、解決の支援を行います。

（３）　アクセスポイントの設置場所や数に課題があることから、各校におけるインターネット回線の速度テストを行い、設置業者と連携しながらボトルネックを解消します。

（４）　「①情報発信による他人や社会への影響」、「②ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味」、「③情報には自他の権利があること」、「④情報セキュリティの重要性とその具体的対策」、「⑤健康を害するような行動」について、児童生徒に考えさせる学習活動を通じて、情報モラルを確実に身につけることができるよう取り組みます。

（５）　教職員を対象に、専門家や講師を招いた情報モラルに関する研修を実施し、児童生徒に対して正しい情報モラル教育が行えるようサポートします。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇校内ＬＡＮ及び高速インターネット接続等の情報環境改善	◎	⇒	⇒
◇ＩＣＴ活用能力向上のための訪問支援の実施	◎	⇒	⇒
◇指導力向上のための教職員研修及びＩＣＴ機器使用技術講習会の実施	◎	⇒	⇒
◇デジタル教科書の導入と研修の実施	◎	⇒	⇒
◇児童生徒に対する情報モラル教育の実施	◎	⇒	⇒
◇情報モラル教育教材の充実及びセキュリティ対策	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・市内全小中学校においてネットワーク環境の不具合改善や修繕を実施 ・校務支援システム運用のための各種研究・訪問支援の実施 ・各学校ＩＣＴ担当者による美馬市ＩＣＴ利活用推進委員会・実務担当者会の開催 ・ＩＣＴの活用を図るための研修会の開催 ・ＩＣＴ教育支援員・ＩＣＴ支援員の学校訪問による教員研修や授業支援を実施 ・情報モラル教育の実施、学習機会の周知を行った	教育総務課		

【教育環境の改善】

○　学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、国の調査においても教職員の業務負担が増大していることから、今後は、教育ＩＣＴの一層の活用による業務改善、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の配置による教員の負担の軽減を進めます。

具体的な施策

（１）　ＩＣＴ等を活用した業務改善支援等を行い、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげ、教職員が本来の業務である子どもたちへの対応に注力することができる体制づくりを進めます。
　また、職員室レイアウトの改善や遠隔会議システム等の教育環境の整備を行います。

（２）　特別支援教育のための助教員・支援員の配置と、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの活用を進めます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇ＩＣＴ等を活用した業務改善支援等の実施	◎	⇒	⇒
◇職員室レイアウトの改善の実施	○	⇒	⇒
◇遠隔会議システム等の教育環境の整備	◎	⇒	⇒
◇特別支援教育のための助教員・支援員の配置	◎	⇒	⇒
◇部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの活用	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校業務支援システムや「さくら連絡網」の活用 ・特別支援教育のための助教員・支援員の配置 R4年度：助教員6名、支援員13名 ・部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置 R4年度：部活動指導員6名、スクール･サポート･スタッフ11名	教育総務課		

（５）地域とともに進める学校づくり

【開かれた学校づくりの推進】

○　近年、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを行います。

○　各学校において、学年当初に１年間の学校教育目標をはじめとする学校経営方針を示し、適宜中間評価を実施するとともに、年度末には、保護者アンケート結果等も加えて最終評価を行い、次年度の学校経営に生かします。

具体的な施策

（１）　保護者や関係者の意見や考えを十分に聞き取ることができるような評価の方法や内容を検討し、改善しながら、「開かれた学校づくり」に取り組みます。

（２）　学校が積極的な情報発信を行うことにより、学校に対する家庭、地域の理解を深め、学校、家庭、地域との連携がとれた教育を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇評価項目等の研究	◎	⇒	⇒
◇小・中学校におけるアンケート調査の実施	◎	⇒	⇒
◇ホームページ等を活用した各学校評価の公表	◎	⇒	⇒
◇学校評議員制度の活用と充実	◎	中止	中止
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校長に対する最終面談を実施し、各学校における達成状況を把握 ・各学校において、児童生徒や保護者へのアンケートを実施し、結果を公表 ・アンケート結果を基に、学校評議委員会を実施 ※学校評議会は令和5年度より学校運営協議会へ移行	教育総務課		

【学校・家庭・地域の連携強化】

○　学校・家庭・地域が連携・協働した取組を通じて、学校を核とした地域づくりを進めます。

○　各中学校区の地域学校協働本部の取組等、教育活動の支援に外部人材を生かすことで、さらなる教育活動の充実を進めます。

○　学校と地域とが目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともに歩む学校」となることをめざして、コミュニティ・スクールの充実に取り組み、本市の将来を担う人材の育成や学校を核とした地域づくりを推進します。

具体的な施策

（１）　これまでの学校支援の形から、学校と地域が新しい「連携・協働」の関係を構築し、「地域とともにある学校」づくりに取り組みます。

（２）　これまでの様々な支援活動の成果を生かし、各中学校区の地域学校協働本部とより密接な関係を築き、さらに新しい支援活動を模索し、子どもたちの健全育成に取り組みます。

（３）　保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する体制の構築に向けて、コミュニティ・スクール等の取組を推進します。

（４）　豊かな地域人材を学校教育に生かして、どのような子どもたちを育てるのかを明確にし、地域ボランティアを含む多様な外部人材の積極的な活用に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課･地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇美馬市家庭教育研修の実施	◎	⇒	⇒
◇コミュニティ・スクールの充実	□	⇒	⇒
◇地域ボランティアとの連携及び外部人材の活用	◎	⇒	⇒
◇地域学校協働本部との協働	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校を核とした地域づくりを進めるため、PTAをはじめとする各種団体から参加を募り講演会を実施 ・地域学校協働本部や学校と協力し、保護者や地域住民の理解や協力を得て、市内全中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの運用開始	地域学習推進課 教育総務課		

【ふるさと教育の推進】

○　国際化や情報化、高齢化、環境問題等、社会が大きく変化する中で、総合的な学習の時間などを通して、伝統産業や地域の文化に対する理解や愛着、地域の人との交流を深めます。

○　郷土に愛着を持てる若者を育てるため、地域教材の発掘、地域人材による指導、地域の良さを体験する学校行事の実施等に取り組みます。

具体的な施策

（１）　郷土の歴史や文化・伝統、地域の発展に尽くした先人の生き方から学ぶ学習に積極的に取り組み、ふるさとに誇りを持ち、大切にする心を育みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課･地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇総合学習の時間等を活用した地域文化の学習	◎	⇒	⇒
◇児童生徒と地域との交流	◎	⇒	⇒
◇地域教材や地域人材等を活用した郷土についての学習	◎	⇒	⇒
◇地域学校協働本部との協働	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校出前授業による文化財の現地見学等を支援	地域学習推進課		

【学校規模の適正化】

○　将来に向けたより良い学校環境の整備に向けて、平成２３年６月に策定した「美馬市学校再編計画実施計画」に基づき、適正な学校規模や適正配置による教育力の向上に取り組みます。

○　学校再編に係る教育懇談会を開催し、現況確認と保護者や地域住民のニーズの把握を行います。

具体的な施策

（１）　児童生徒数の推移状況を的確に把握し、教育力の維持・向上に向けて、保護者や地域住民の理解を得ながら市立小・中学校等の適正規模・適正配置を推進します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇美馬市学校再編計画の推進	◎	⇒	⇒
◇美馬市学校再編計画の検証	◎	⇒	⇒
◇学校再編に係る教育懇談会の開催	△	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校再編に係る教育懇談会の開催０回	教育総務課		

【児童生徒の健全育成の推進】

○　他の模範となる活躍をした児童生徒に対し、積極的な表彰・顕彰を行い、健全育成を推進します。

○　児童生徒の様々な活動や功績を広報紙やホームページで紹介し、活動意欲の向上に取り組みます。

○　各学校及び教育活動団体の活動に対し、支援を行います。

具体的な施策

（１）　他の模範となる活躍をした児童生徒に対し、積極的な表彰・顕彰を行い、健全育成の推進に取り組みます。

（２）　児童生徒の様々な活動や功績を広報紙やホームページで紹介し、活動意欲の向上に取り組みます。

（３）　毎年１１月のとくしま教育の日推進事業に関連させ、「美馬市教育振興大会」を開催します。

（４）　各種大会、四国・全国大会等への出場支援及び教育活動への活動支援を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇教育、文化、スポーツ等において活躍した個人や団体の表彰及び懸垂幕の掲示	◎	⇒	⇒
◇美馬市教育振興大会の開催 （毎年　11月開催）	◎	⇒	⇒
◇各種大会等出場支援及び教育活動への活動支援	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・児童生徒健全育成表彰を実施 個人31名、団体1組 ・地域交流センターにおいて、教育振興大会を開催（文化祭文化講演会及びPTA連合会研修大会との共同開催） ・各種スポーツ全国大会等中学生出場支援　補助件数１３件	教育総務課		

【快適な教育環境の整備】

〇　安全・安心な環境で学ぶことができるよう、学校施設・設備の充実を進めます。
〇　学校の施設、遊具等の定期的な点検・調査を行います。
〇　令和元年度に策定した「美馬市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の計画的な整備を進めます。

具体的な施策

（１）　早急に対応を必要とする施設から優先的に対策を講じ、児童生徒が安全で快適なゆとりのある環境の中で学ぶことができるよう、人と環境にやさしい学校施設・設備の充実を進めます。
（２）　学校の施設、遊具や器具等の設備については、児童生徒が安心して使用できるよう、細やかな点検整備を行います。
（３）　ユニバーサルデザインの推進を通して、施設内における段差の解消等のバリアフリー化にも取り組みます。

〇事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇学校の施設・設備の点検	◎	⇒	⇒
◇浄化槽管理、消防設備総合点検、電気保安、校舎機械警備、昇降機保守遊具管理、貯水槽清掃他	◎	⇒	⇒
◇学校施設の老朽化による修繕・改築工事の実施	◎	⇒	⇒
◇小規模施設等の安全性・耐久性の確保	◎	⇒	⇒
◇特別支援のためのニーズに応じた施設・整備の充実やバリアフリー化の推進	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・学校施設の老朽化による修繕を実施 ・施設・設備の点検・管理業務委託状況…完全実施 ・施設、設備の点検…実施	教育総務課		

【児童生徒の安全確保】及び【防災教育の推進】

○　児童生徒の安全確保を最優先に考え、教職員一人ひとりが常に危機管理意識を持ち、各学校で定期的に安全についての研修等の実施や学校の施設設備の点検を実施します。

○　学校内外で予想される様々な事故を想定したマニュアル等を作成し、訓練を実施するなど、事故の予防に取り組みます。

○　各学校は、保護者等に通学路の危険箇所に関するアンケートを実施し、青少年育成センターや各種安全ボランティア等関係機関の協力を得ながら安全対策を推進します。

○　児童生徒を不審者等の被害から守るため、青少年育成センターをはじめ様々な組織が連携して、ボランティア組織を編成し、安全確保に取り組みます。

○　今後発生が懸念される大地震に備え、より高い防災意識の醸成と避難訓練等、実践的な防災・安全教育を進めます。

○　各学校を取り巻く安全上の課題やその対策、避難訓練のあり方等を検証し、危機管理マニュアルを見直すとともに、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行います。

具体的な施策

（１）　事件や事故及び、地震等の自然災害発生の懸念等、児童生徒の生命を脅かす危険性やリスクに対し、対応できる体制づくりを進め、安全管理の徹底に取り組みます。

（２）　児童生徒一人ひとりが、自分の生命を守る意識をより高め、危険予測や判断ができる能力を育成するための安全教育を推進します。

（３）　児童生徒の安全を見守る体制の強化と点検等を通して通学路の状況を平素から把握し、児童生徒への指導と家庭への協力を充実させます。

（４）　様々な機関との連携を強化し、児童生徒への防犯教室等の内容を充実させ、犯罪被害の防止に向けて地域ぐるみで取り組む体制を強化します。

（５）　「災害対応能力の基礎」を身につけさせるための各種取組が実践的なものとなるよう、関連する教科や「総合的な学習の時間」、特別活動等における防災教育を推進します。

（６）　様々な災害発生を想定した避難訓練や、家庭や地域・関係機関と連携した避難訓練を実施します。

　また、児童生徒・教職員の防災意識を向上させ、実践的な訓練となるよう取り組みます。

（７）　危機管理マニュアルに沿った指導や対応ができるよう定期的に内容を検証しながら改善を加え、より実質的なものとなるよう取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇研修会・学校訪問等による安全指導の実施	◎	⇒	⇒
◇交通安全教室の実施及び通学路の交通指導	◎	⇒	⇒
◇ボランティア等による安全確保の取組の推進	◎	⇒	⇒
◇防犯ベル等安全対策のための器具等の配付	◎	⇒	⇒
◇防災教育の推進	◎	⇒	⇒
◇災害発生を想定した避難訓練	◎	⇒	⇒
◇危機管理マニュアルの内容の検証・改善	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・定例校長会等で指導・助言 ・通学路についての緊急合同点検を実施（８月） ・防犯ベル等の配布を実施 ・令和４年度「学校防災計画」に基づいて実施 ・各学校や地域の実情に合わせて防災訓練を実施	教育総務課		

３　青少年健全育成

（１）青少年健全育成体制の充実

【地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実】及び【社会環境浄化活動の充実】

○　各団体と連携・協働して、体験活動や交流活動を実施し、青少年の自立心や規範意識の向上に取り組みます。

○　児童生徒の安全・安心な活動拠点（居場所）となるよう、学校、家庭、地域と連携して学習・スポーツ・体験活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業」を市内の小学校及びスポーツクラブで実施します。

○　放課後児童クラブと連携し、「新・放課後子ども総合プラン」を実施します。

○　児童虐待、いじめ・不登校、ＳＮＳ等を起因とするトラブル、犯罪等から子どもたちを守る取組を行います。

具体的な施策

（１）　青少年健全育成市民会議やＰＴＡ連合会、子ども会連合会、青少年育成センター等の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実に取り組みます。

　また、福祉部局と連携し、「新・放課後子ども総合プラン」の推進をめざします。

（２）　青少年育成センターは、学校・関係機関・団体等と緊密に連携し、パトロール活動や環境浄化活動を行うなど、青少年の健全育成・非行防止活動及び相談活動を積極的に推進します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課、教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇子ども会連合会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇放課後子ども教室の開催	◎	⇒	⇒
◇青少年健全育成市民会議の活動支援	◎	⇒	⇒
◇青少年育成センター事業の活動推進	◎	⇒	⇒
◇パトロール活動や環境の浄化活動の実施	◎	⇒	⇒
◇地域ぐるみの学校支援事業の実施	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・子ども会連合会に補助金を交付し活動を支援 ・放課後子ども教室は１０教室で開催（小学校７校、スポーツ団体３） ・市民会議、青少年育成センターに補助金を交付し活動を支援 ・補導、青少年健全育成、学校安全活動を推進、ユースサポーターを認定	地域学習推進課		

（２）青年教育の推進

【青年の社会参加活動の推進】

○　各社会教育団体を中心に、青年の社会参加や、健全育成、仲間づくりを推進 ます。

○　地域の伝統行事や生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動等において、青年が中心的役割を担うよう働きかけます。

具体的な施策

（１）　各社会教育団体等と連携・協議しながら、青年が活躍できる居場所を提供し、リーダー性の醸成や仲間づくりを推進します。

（２）　青年の主体性を育むため、伝統行事やスポーツ・レクリエーション活動等の周知を行うとともに、積極的な参加を促します。

（３）　「二十歳の集い」においては、参加者が主体的に企画・運営することにより、厳粛かつ郷土への愛着を深め、一生の思い出になる式典となるよう支援します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇青年連合会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇二十歳の集いの開催　年１回	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・青年連合会は新型コロナウイルスの影響により活動休止中 ・二十歳の集いでは対象者２０８人が参加	地域学習推進課		

４　生涯学習

（１）人生を豊かにする生涯学習の充実
【社会のニーズに対応した生涯学習の提供】及び【生涯学習を支える環境づくり】

○　誰もが幸せに、いつまでも生きがいを持って健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であることから、人生１００年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりを行います。

○　公民館や教育集会所等での学習機会の提供を継続して行い、人権フェスティバルや文化祭等で、学習成果を発表する機会を確保します。

○　広報紙を用いて教室生の募集を行うとともに、放送大学等の各団体から送付されるチラシ等については窓口への設置等を行い案内します。

具体的な施策

（１）　市民のニーズに合った情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報発信機能の強化に取り組みます。

（２）　幅広い学習機会の提供を行うとともに、学習成果を発表する機会を確保するために文化祭等の行事のあり方を検討します。

（３）　様々な機関・社会教育団体等との組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくり、男女共同参画の促進に関する取組を推進します。

（４）　放送大学等の情報の提供、インターネットを活用した多様な学習機会を提供します。

（５）　地域に根差した社会教育団体や、自主的・自発的な学習グループ等の活動を支援していくため、活動内容等の情報を収集します。

（６）　生涯学習を支える人材育成・人材確保のため、各種教室の指導者等を把握し、情報の整理を行います。

（７）　市民の作成した地域資料の提供を募るなど、本市に関わりのある地域資料を収集・保存し、広く情報公開します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇公民館における各種教室の開催　２公民館２２教室	◎	⇒	⇒
◇成人のピアノ入門講座の開催　年２回	◎	⇒	⇒
◇放送大学等の学習機会の情報提供	◎	⇒	⇒
◇広報紙、ホームページによる学習活動の情報提供による支援	◎	⇒	⇒
◇婦人会、ＰＴＡ、青年団等の社会教育団体の活動支援	◎	⇒	⇒
◇藍染め、陶芸など、自主的 ・自発的な学習グループの支援	◎	⇒	⇒
◇公民館等の利用における利便性の向上	◎	⇒	⇒
◇地域資料の収集・発信	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・公民館において2公民館で17教室を開催 ・成人のピアノ入門講座では青木邸において年２期（２０回）開催 ・放送大学等の学習情報の周知 ・広報みま４月号に公民館、教育集会所の教室について案内 ・自主的・自発的な学習グループに対して会場（青木家住宅）を提供し支援 ・公民館・教育集会所の維持修繕の実施 ・地域資料についての問い合わせ等には随時対応	地域学習推進課		

【読書の推進】

○　図書館が市民生活に欠かせない生涯学習施設となるよう、仕事や暮らしに役立つ蔵書のさらなる充実に加えて、いつでも、どこでも、誰もが本に親しむことのできる環境づくりを行います。

○　読書活動の推進として、夏休み行事、おはなし会行事を継続的に実施します。

具体的な施策

（１）　あらゆる年代の市民が読書の習慣を持てるよう、関係機関や市民ボランティアとの協働により、本に親しむ機会を増やすとともに、読書推進につながる事業やイベントを積極的に展開します。

（２）　視覚障がい者に対する読書バリアフリー等のサービスの充実を進め、市民が利用しやすい図書館運営に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課、教育総務課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇図書館の蔵書の充実	◎	⇒	⇒
◇地域性を持った特色ある資料の収集	◎	⇒	⇒
◇読書バリアフリー等のサービスの充実	△	⇒	⇒
◇夏休み行事、おはなし会行事を継続的に実施	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・令和４年度末現在　美馬市立図書館　蔵書　１１９，３４２冊 ・ADEAC資料（地域資料デジタルデータ）の点数　全８６２点 ・朗読CD４５点 ・夏休み行事として、「とくしま藍の日イベント」、「ギター教室」他１２件実施 ・おはなし会の開催（偶数月の第２・第４土曜日と奇数月の第４土曜日）	地域学習推進課		

（２）人権教育の推進
【人権意識の高揚】及び【理解と共感を得られる人権教育・啓発の推進】

○　憲法で保障されている基本的人権が尊重される真の民主主義社会の実現をめざして、同和問題をはじめ、様々な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進します。

○　学校や地域社会において、いじめや差別等の人権侵害がなお存在しており、本市でもあらゆる機会と場所をとらえて市民の人権意識の高揚に取り組みます。

○　人権教育・啓発が効果を十分に発揮し、市民の幅広い理解と共感が得られるよう取り組みます。

○　同和問題を中心としながらも、新たな課題に対して積極的に取り組みます。
　さらに、新型コロナウイルス感染症に関する差別や、多様な性に係る問題等についても取り組みます。

○　地域懇談会や各種研修会の開催により、相互討論による人権意識の共有の機会を確保します。

具体的な施策

（１）　これまでの取組を継承しつつ、デジタルコンテンツを利用した教育・啓発の推進等、より市民の人権意識の高揚のための施策を進めます。
　また、国際化社会等の社会変化に伴う新たな人権課題に、積極的に取り組みます。

（２）　デジタルコンテンツを利用した人権教育・啓発を取り入れ、様々な手法で学び、討論できる機会を設け、人権意識の共有を行います。
　また、普遍的な人権教育・啓発を推進するとともに、社会の変化に伴う人権課題に、市民の理解と共感を得られるよう積極的に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇人権教育指導者育成講座の開催　年４回	◎	⇒	⇒
◇教育集会所における講座の実施　３か所２１講座	◎	⇒	⇒
◇各種研究大会への参加、企業、職域における人権研修等の開催	◎	⇒	⇒
◇識字学級交流事業の開催	◎	⇒	⇒
◇市人権フェスティバル及び人権講演会の開催	◎	⇒	⇒
◇人権教育・啓発に関する資料の作成	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・教育集会所において、１１教室の教養講座を開設 ・人権フェスティバルにて人権教育や教育集会所での講座成果を発表 ・人権教育指導者育成講座を開催し、企業・各種団体から33人が受講 ・人権啓発資料「みんなで考えよう人権問題」を3000部作成し活用 ・識字学級１学級を開催 ・徳島県・全国の人権研究大会に参加　※四国は書面のみ	地域学習推進課		

【美馬市人権教育推進協議会の活性化と実践の支援】

〇　美馬市人権教育推進協議会の活性化を図り、市民主導の人権教育推進を促進します。

〇　企業や各種団体における人権教育指導者を育成し、自主的な研修の機会の確保、研修時の講師の派遣・斡旋を行います。

具体的な施策

（１）　美馬市人権教育推進協議会の活性化に努めます。

（２）　県・四国・全国等の各種人権教育大会への参加促進を図り、自主的活動を支援します。

〇事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇人権教育推進協議会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇人権教育推進者研修会の実施	◎	⇒	⇒
◇各種研究大会、研修会の参加促進	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・人推協の独自活動の支援 ・県及び全国の研究大会に現地参加　※四国は書面開催 ・教育委員会が行う指導者育成会議に積極的な参加を要請	地域学習推進課		

５　生涯スポーツ

（１）スポーツ活動の促進

【生涯スポーツの振興】

○　各種スポーツ活動を通して、地域住民の健康増進と体力向上、青少年の心身の健全な育成、団体相互の交流活動・仲間づくり等につなげます。

具体的な施策

（１）　市民の誰もが、各々の興味・関心に応じて日常的にスポーツに親しみ、心身ともに健康な身体づくりと体力づくりを行うためのスポーツ環境の整備を行います。

（２）　市民がスポーツに親しむ機会や環境を創出するため、スポーツ施設等を計画的に整備するとともに、スポーツ施策の展開や関係機関との連携・調整等を進め、自立した運営につながる支援を展開します。

（３）　スポーツ協会・スポーツ少年団が、学校・家庭・地域社会等との連携を進め、地域に根ざした活動を継続して行えるよう支援します。

（４）　スポーツ推進委員を配置し、生涯スポーツのリーダーとしての役割を果たせるよう、技能習熟度を高める講習や研修等を計画的に実施し、委員一人ひとりの一層のレベルアップに取り組みます。

（５）　全地区にスポーツ推進委員を配置し、スポーツの普及を行うとともに、高齢者が楽しく生きがいを持ってスポーツに親しむ機会を提供します。

（６）　スポーツを通じて障がいのある人の社会参加を促進するとともに、障がいの有無に関わらず、参加し楽しめる場の提供をめざして、関係団体等と連携し、スポーツ大会やレクリエーションの機会の拡充及び環境づくりを行います。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇健康な身体づくりと体力づくりを行うためのスポーツ環境の整備	◎	⇒	⇒
◇スポーツ協会・スポーツ少年団活動の支援	◎	⇒	⇒
◇「スポーツバンブープラン事業」等、一貫指導体制の整備	△	⇒	⇒
◇スポーツ推進委員の配置	◎	⇒	⇒
◇スポーツ推進委員研修会への参加促進	◎	⇒	⇒
◇ジュニアリーダー研修会及び指導者認定講習への参加促進	◎	⇒	⇒
◇ＡＥＤ（自動体外式除細動器）・熱中症予防・テーピングなど安全管理に関する講習会の開催	◎	⇒	⇒
		⇒	⇒
◇スポーツ指導者の競技別専門的技術取得の充実	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・年間を通して総合型地域スポーツクラブを始め、各種スポーツ団体の活動支援を行う（スポーツ協会22団体、スポーツ少年団12団体） ・新型コロナの影響を考慮しバンブープラン事業を中止 ・スポーツ推進委員32名を配置（男性24名・女性8名） ・スポーツ推進委員研修会（県、四国、全国）それぞれに参加し、委員としての資質向上を図るとともに相互連携を強化 ・スポーツ指導者講習会参加者に対しての支援 ・各スポーツ組織における指導者講習会への参加、開催	地域学習推進課		

【総合型地域スポーツクラブの育成支援】及び【各種競技大会の開催・支援】

○　総合型地域スポーツクラブでは、幅広い世代を対象に、参加者の興味や関心、競技レベルに合わせたスポーツを楽しめる環境を提供します。

○　スポーツを通じて、学校・地域との連携や健康増進、体力向上、子育て支援等の地域の課題を解決するとともに、地域コミュニティの核として発展することをめざして取り組みます。

○　少子化等による競技人口の減少や、競技種目の多種目化による選手層の希薄化等に対応できるよう、各種競技大会を開催し、市民のスポーツに対する関心を高めます。

○　市民の多様なニーズに対応し、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが気軽に参加できる大会の開催や支援に取り組みます。

具体的な施策

（１）　総合型地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たせるよう、その活動内容の充実を支援します。

（２）　スポーツの普及・発展と競技力向上、スポーツ愛好精神の高揚のため、市民が気軽にスポーツ大会に参加する機会を提供します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇総合型スポーツクラブを中心とするニュースポーツやレクリエーション系スポーツの推進	◎	⇒	⇒
◇各総合型スポーツクラブの現状と課題、今後の展開を共有するためのネットワーク組織による協議の場の定例化	◎	⇒	⇒
◇各中学校区程度の範囲で、地域のコミュニティや人間関係を深めるためのスポーツ活動の提供	◎	⇒	⇒
◇スポーツ協会や美馬市スポーツ少年団が主体となる各種競技会・スポーツ大会の開催	◎	⇒	⇒
◇美馬市陸上競技協会を中心に、他団体と連携した徳島駅伝大会への出場	△	⇒	⇒
◇各種全国大会など、技術向上に向けた大会出場への支援	◎	⇒	⇒
◇市民運動会・チャレンジウィーク行事（体力測定）	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・スポーツクラブでニュースポーツを推進（カローリング・太極拳など） ソフトバレー交流大会を開催 ・総合型地域スポーツクラブの円滑な運営及び活動の定着と発展を推進するため、連絡協議会を新規に設置 ・スポーツ少年団において3単位団が主催大会を開催（野球・サッカー・ラグビー） ・第69回徳島駅伝に参加（総合第5位、女子総合、中学生総合ともに準優勝） ・全国大会出場の4団体（高校3団体、一般1団体）に対する支援 ・スポーツクラブ美馬による体力測定、市民運動会の実施	地域学習推進課		

（２）スポーツ施設の充実

【体育施設の有効活用】

○　廃校施設を含め、市内の社会体育施設の適正な管理に取り組みます。

○　施設の規模や設備内容、用途や参加人数等による施設毎の分担と、利用率の向上を図ります。

具体的な施策

（１）　具体的な施設管理計画を立て、長期的に使用する施設については、計画的な修繕・改修等を行い、長寿命化に取り組みます。

　また、老朽化や利用機会の減少を鑑み、廃校施設の整理・用途変更等を検討し、効率的な維持管理に取り組みます。

（２）　施設共同利用の観点から、小・中学校での学校体育施設やその他公共施設等の既存施設の有効活用に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課、教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇各施設の利用料金の適正化	◎	⇒	⇒
◇体育施設の良好な維持管理	◎	⇒	⇒
◇小・中学校屋内・屋外運動場等の用途に応じた体育（学校）施設の提供	◎	⇒	⇒
◇指定管理者制度の活用による各体育施設の利便性の向上	◎	⇒	⇒
◇体育施設の一層の有効活用とスポーツ人口の拡大	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・美馬リバーサイドパークの利便性向上のため、移動式トイレを設置 ・施設使用料金の収入状況等の把握 ・市内全ての小中学校施設を社会体育利用として提供 ・指定管理者制度を活用（２施設）した施設の利便性向上 ・利用者の意見を取り入れ、施設修繕・備品購入	地域学習推進課		

６　文化振興

（１）市民主体の芸術・文化活動の促進
【芸術・文化活動の支援】及び【芸術鑑賞機会の拡充】

○　一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍できるよう豊かな芸術・文化に触れたり、自然との関わりを持ったりする機会を提供します。

○　「美馬市文化祭」において、芸術作品展示会、芸能発表大会等を開催し、文化活動の発表の場を提供します。

○　子どもや保護者、若い世代等が豊かな感性や創造力、コミュニケーション能力を育む場として、質の高い芸術・文化に触れる機会や、芸術・文化活動に参加できる機会を提供します。

具体的な施策

（１）　市民が行う芸術・文化活動の情報を市内外に発信し、活動団体には、関連情報を提供するなどの支援を行います。

（２）　美馬市文化協会を中心に、各種活動団体の発表の場となる「美馬市文化祭」を充実させるとともに、会員数の増加に向けた情報発信を行うなど、地域に根ざした魅力ある文化活動を促進します。

（３）　市民の芸術・文化活動の成果発表の場として、また、市民の芸術・文化の鑑賞の場として、「美馬市文化祭」を開催し、幅広い年齢層からの参加を促します。

（４）　市内における各種文化活動への積極的な市民参加を促すとともに、市内外の地域文化の交流と発展を図るため、優れた芸術や文化に触れる機会の提供に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇市主催イベントへの伝統芸能活動の斡旋	◎	⇒	⇒
◇文化協会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇文化祭実行委員会の活動支援（文化祭　毎年１１月開催）	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・文化祭実行委員会に補助金を交付し、活動を支援 ・文化協会に補助金を交付し、活動を支援 ・文化祭を１１月に開催 ・芸能発表会を実施	地域学習推進課		

【地域文化の継承】

〇　市民が郷土の歴史・文化資源の現状を知り、その保存や活用について理解できるよう情報発信に取り組みます。

〇　美馬市文化協会会報「美馬文化いななき」を発行し、地域の歴史や培われてきた文化、地域の文化活動の状況について広く周知に努めます。

具体的な施策

（１）　本市域の歴史や培われてきた文化について広く市民に周知し、幅広い世代の文化意識の高揚、文化の振興に取り組みます。

（２）　伝統文化親子教室事業等を活用し、「ふるさと教育」に取り組みます。
　また、地域の歴史や文化について広く市民に周知するとともに、後継者の育成を支援するために文化財や関連施設を活用した学習の場の提供に取り組みます。

（３）　本市の伝統文化や伝統芸能の調査を行い、無形民俗文化財への指定等について、美馬市文化財保護審議会に諮りながら検討を進めます。

〇事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇地域の歴史・文化の情報発信	◎	⇒	⇒
◇伝統文化子ども教室等への活動支援	◎	⇒	⇒
◇地域の伝統文化の把握と市無形民俗文化財の指定検討	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・地域の歴史・文化の情報発信 ・伝統文化親子教室事業への活動支援 ・県と共催で中国・四国ブロック民俗芸能大会を美馬市で開催	地域学習推進課		

（２）歴史的文化的遺産の保存・活用

【文化財の保護】

○　国登録文化財等の保護制度等を活用し、重要な未指定物件の文化財指定に取り組みます。

○　建造物については定期的な修理を行うことにより、また、史跡については草刈り等を行うことにより、適切に維持管理を行います。

具体的な施策

（１）　指定文化財については、将来まで文化財が保存されるよう、保護管理・活用に取り組みます。

（２）　未指定文化財である鎌村家住宅や青木家住宅については、保存活用に対する様々な文化財保護制度を用いて、今後も建造物の保護に取り組みます。

（３）　文化財保護審議会を開催し、各種文化財の保護と活用の推進に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇文化財の維持管理（小規模な修繕・補修）	◎	⇒	⇒
◇青木家住宅の修理	◎	⇒	⇒
◇三木家住宅の修理の負担補助	◎	⇒	⇒
◇民俗文化財等の調査と維持管理	◎	⇒	⇒
◇文化財保護審議会の開催	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・指定地内の草刈等による文化財環境保全 ・三木家住宅環境整備費補助 ・文化財保護審議会を開催し、文化財保護を推進 ・青木家住宅・三木家資料館等の管理	地域学習推進課		

【重要伝統的建造物群保存の推進】及び【重要文化的景観保存の推進】

○　「美馬市脇町南町重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）」の保存修理については、保存地区住民の高齢化等による緊急性を考慮し、効率的に実施します。

○　空き家については、他部署と連携し、空き家に関する情報発信や、外部資本の導入等、次世代への保存継承を推進します。

○　市立図書館内にある展示スペースや、保存地区に整備を進めている「美馬市歴史資料館（仮）」において、保存地区だけでなく、美馬市全体の歴史や文化についての学習機会の提供ができるように取り組みます。

○　穴吹町舞中島地区に形成されている洪水対策集落の景観を保存し、より有効に活用できるよう地元住民の気運を高めます。

具体的な施策

（１）　重要伝統的建造物群保存修理事業を計画的に推進します。

（２）　重伝建地区の保護活用に取り組む団体に対する支援を行います。

（３）　全国の重要伝統的建造物群保存地区との連携を図ります。

（４）　舞中島文化的景観保護検討委員会による舞中島地区の調査・研究とともに、景観の保全に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R4	5	6
◇重要伝統的建造物群保存修理事業の計画的な推進	◎	⇒	⇒
◇南町町並み保存会への活動支援	◎	⇒	⇒
◇全国伝統的建造物群保存地区協議会の研修会等参加	◎	⇒	⇒
◇舞中島文化的景観保護検討委員会の調査・研究と保全活動の推進	△	⇒	⇒
◇市景観審議会への参加	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・伝統的建造物２棟の修理 ・南町町並み保存会へ補助金を交付し、活動を支援 ・各種研修会の参加 ・地域住民へ建造物保存の普及、啓発 ・市景観審議会への参加	地域学習推進課		

【史跡保存整備の推進】及び【遺跡の発掘調査の推進】

○　国の史跡に指定されている「段の塚穴」と「郡里廃寺跡」は、市のみならず四国の歴史解明に欠かせない重要な史跡であるため、積極的に保存・活用を進めます。

○　文化財に指定された史跡以外に存在すると考えられる歴史的に価値の高い重要な埋蔵文化財が何の記録にも残されることなく消滅することがないよう、地権者の理解と協力のもと発掘調査を進めます。

具体的な施策

（１）　「郡里廃寺跡」は、早急に整備を行い、歴史学習の場として活用するなど、文化財の保護・継承の一層の推進に取り組みます。

（２）　「段の塚穴」の指定地の公有化や史跡整備に必要なデータ収集のための発掘調査の実施、遺跡見学会や講演会、出土品の展示会の開催等による普及啓発活動等を継続して実施します。

（３）　「郡里廃寺跡」については、発掘調査による遺跡内容解明がほぼ達成したことから、整備事業の基本・実施設計に入り、早期着工をめざします。

（４）　埋蔵文化財についての周知を行い、特に消滅が危惧される埋蔵文化財包蔵地内での開発行為については、地権者の理解を得ながら可能な限り、事前の試掘調査を実施し、急な工事計画変更等による遺跡破壊等が起こらないよう開発行為と文化財保護の調整に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇段の塚穴の指定地の公有化	△	⇒	⇒
◇郡里廃寺跡史跡整備事業の基本・実施設計及び工事着工	◎	⇒	⇒
◇出土品等の文化財展示の実施	◎	⇒	⇒
◇広報による埋蔵文化財包蔵地における開発行為等についての周知	◎	⇒	⇒
◇開発行為に対する適切な対応と発掘調査	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・郡里廃寺跡史跡整備検討委員会開催　１回 ・開発行為への対応　工事立会い等１９件 ・県と共催で開催された巡回展に市所有出土品を展示 ・市ホームページにおいて埋蔵文化財包蔵地を周知	地域学習推進課		

【文化財の活用】

○　歴史・文化資源である文化財を積極的に収集し、未来へ継承するための調査・研究を行い、適正な状態の保存に努めるとともに、市民に対し情報を発信します。

○　老朽化が進行している郷土博物館については、「郡里廃寺跡」のガイダンス施設として位置づけ、整備します。

具体的な施策

（１）　市のホームページでの情報発信や、市内の各小学生を対象にした文化財出前授業を行うなど、広く市民に貴重な文化財の存在を周知し、文化財に対する学習の場の提供に取り組みます。

（４）　学習、観光面に効果を発揮する文化財見学環境を整備します。
また、郷土博物館は、「郡里廃寺跡」のガイダンス施設として位置づけ、今後整備します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	**実施時期**		
	R4	5	6
◇市のホームページでの文化財関係の内容充実	◎	⇒	⇒
◇小学校における文化財出前授業の実施	◎	⇒	⇒
◇文化財見学環境を整備	◎	⇒	⇒
◇郷土博物館を「郡里廃寺跡」のガイダンス施設として整備	◎	⇒	⇒
【令和４年度事業計画の実施状況】	課名		
・市ホームページ指定文化財紹介ページ継続 ・小学校を対象に文化財出前授業を実施 ・重要伝統的建造物群保存修理事業を計画的に推進 ・郷土博物館を「郡里廃寺跡」ガイダンス施設として整備するために、整備計画の検討を実施	地域学習推進課		